

平成28年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成28年12月8日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第20号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成29年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料②）

美馬教育長

教育委員会関係の議案等の御説明に先立ち、1点御報告いたします。

去る12月2日午前、上板町立上板中学校の教諭が、強制わいせつ罪の容疑で逮捕されました。当該教諭については、事前委員会において報告のとおり、別の容疑で警察に事情聴取を受けていたものでありますが、この者による新たな事案が発覚したものであります。本件事案については、改めて事実確認が出来次第、厳正に対処してまいります。

教職員によるわいせつ事案が連続していることについては、痛恨の極みであり、被害に遭われた方、子供たち、そして保護者や県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会といたしましては、これらの事実を踏まえ、県内すべての市町村教育委員会教育長並びに公立学校長に対して、改めて服務規律の徹底について通知を行うとともに、新たに、わいせつ・セクハラ行為に特化した、不祥事根絶対策タスクフォースを年内に立ち上げ、検討を行い、再発防止に努めてまいります所存でございます。

引き続きまして、教育委員会から提出いたしております追加案件につきまして、御説明申し上げます。失礼して座って、御説明させていただきます。

今回、御審議いただきます案件は、条例案1件でございます。それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものでございます。

今回提出しております追加案件は、以上でございます。

続きまして、1点、御報告をさせていただきます。

平成29年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

これは、全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、来年度の予算編成に向けた、各部局の施策の基本的な方針や方向性を御報告することとし、あわせて、その内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものであります。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、「I 地方創生から日本創成へ！『徳島ならではの』の教育の推進」では、①個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進では、平成30年開校予定の農工商一体教育、高大接続教育等を行う阿南光高校の開校準備、来年4月に設置されます六次産業化に対応した城西高校アグリビジネス科の環境整備を着実に進めるとともに、一人一人の社会的職業的自立に向け、家庭、地域、経済団体、企業等との積極的な連携によるキャリア教育の一層の推進、特別支援学校の児童生徒の活躍の場の拡大、さらなる職業スキルの向上に取り組んでまいります。

次に、右上を御覧ください。

②人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくりでは、徳島ならではの小中一貫教育であるチェーンスクール、パッケージスクールの取組拡大、今年度試行いたしました地方と都市を結ぶデュアルスクールのモデル化の推進、さらには、教育の多様化と効率化に向けた学校におけるICT環境の充実を進めてまいります。

次に、③災害を迎え撃つ防災教育の推進では、県立学校の防災機能の強化・充実に取り組むとともに、中・高校の防災クラブの体制づくりや、全国に先駆けて取り組んでいる高校生防災士の資格取得の推進などの取組を進めてまいります。

「II 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進」では、①確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成では、本県独自の学力・学習状況調査の実施や、集中的、継続的な授業改善等により、学力の向上にしっかりと取り組むとともに、スクールカウンセラー等による相談体制の強化、子供たちの健康課題である肥満予防・肥満対策・生活習慣の改善に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、②学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進では、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子供たちの成長を支える放課後子供教室や地域未来塾などの取組を更に拡充してまいります。

次に、③時代の潮流を見据えた学びの推進では、学校における消費者教育の取組拡充や、先駆的なエシカル消費活動の一層の推進、徳島ならではの商品開発から販路拡大による六次産業化実践教育の更なる発展・拡充、加えて、主権者意識の醸成のため、選挙管理委員会と連携した主権者教育の充実に取り組んでまいります。

「Ⅲグローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進」では、①徳島を愛する心の育成と「とくしま回帰」の促進では、徳島が誇るあわ文化の魅力を県内外に発信するあわっ子文化大使の活躍の場を広げるとともに、人道的な処遇により奇跡の収容所と言われる「板東俘虜収容所」関係資料のユネスコ世界の記憶登録に向けて、着実に取り組んでまいります。

続きまして、②世界に羽ばたくグローバル人財の育成では、中・高校の全学年で英語力を検証・分析するとともに、教員の指導力・英語力向上にも取り組みます。また、Tokushima英語村プロジェクトとして、英語をベースとした多様性を育む体験プログラムを小・中・高校の各ステージで実施、海外留学や海外大学進学を目指す中・高校生のための支援も拡充することにより、世界を舞台に活躍できる人材の育成に努めます。

次に、③国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成では、全国大会で上位入賞を目指す選手の育成に向け、現在、活躍の競技だけでなく、今後、入賞が期待できる競技に対する重点的な支援を行うとともに、更なる競技力の向上に向け、県立学校のスポーツ施設の整備・充実を進めます。また、中・高校生の文化芸術発表交流の場の拡充など、文化芸術力の強化にも取り組んでまいります。

最後に、④世界に輝く「あわ文化」の創造・発信では、来年、開館100周年を迎える県立図書館において、新たな100年を見据え、知の拠点としての機能強化を進めるとともに、あわ文化発信拠点文化の森、歴史文化発信拠点レキシールとくしまにおいても、それぞれの取組を拡充し、更なる魅力発信に努めてまいります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

平成29年度に向けた教育委員会の施策の基本方針ということで、本来ならばこのあたりから質問をしていきたいんですが、どうしてもこの度の不祥事のことについて、事前委員会で話をいたしましてから、また出てきたということでございますので、こここのところの教育委員会の中の不祥事というのが、ここ数箇月続いております。

例えば、上板中学校の教諭の件、高川原小学校の件、鳴門第一中学校の件と続いております。こういったことが続いておりますので改めて、我が会派の高井議員も代表質問をされておりました。先ほどもタスクフォースというものを立ち上げてしっかりやっていくんだというお話を頂きましたが、改めて、ここ数箇月に起こったことの概要と申しますか、流れをお聞かせいただきたい。

もう一つは、警察のほうもお調べになっていると思うんですが、ほかにわかったことがないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

儀宝教職員課長

この度の不祥事につきましてですけれども、上板中学校の40歳代の男性教諭が小学校女児に対する強制わいせつの疑いで逮捕されるという事案がございました。

詳細につきましては、当該教諭は10月31日の夕方、徳島市内の路上を歩いていた小学生女児に背後から抱きつき、服の上から胸をさわって走って逃走したものでございます。11月中旬に報道されましたが、当該教諭は、以前勤めていた中学校の教え子宅への住居侵入罪及び軽犯罪法違反の疑いで警察の事情聴取を受けていたものでございます。

黒崎委員

それ以外にもありますね。修学旅行中の風俗利用、鳴門第一中学校の女子大生への強制わいせつと、いろいろあるんですが、教育委員会として今回起こった数件のこういったことを、どのようにお考えになっているのか。教育長も、ここ何回かお話を述べられておりますが、改めてお尋ねいたします。

儀宝教職員課長

子供たちを教え導く立場にある教職員が、このようなわいせつ行為を行ったことは言語道断であり、一部の者による教職員としてあるまじき行為が、子供たちや保護者、そして県民の皆様方の信頼を大きく損なう事態を招いておりますことを大変厳しく受け止めております。

特に、相次いだ教員によるわいせつ事案は、子供たちの人格形成に影響を与える最も悪質な行為であり、わいせつ、セクハラに特化した対策は、喫緊に取り組むべき最重要課題であると認識しております。

黒崎委員

誠にもって、子供たちにこれをどう説明したらいいのかというお話が、やはり保護者の皆さんから私のところにも届いております。大変、ゆゆしき問題でございます。

先ほども申しましたけれども、代表質問の中で、不祥事根絶対策タスクフォースを設置すると、こんな御答弁を教育長はされておりました。このタスクフォースの目的は一体どういうものなのか。そして、どのような構成メンバーにするのか、どれぐらいの規模、人数でこのタスクフォースを立ち上げていくのか、具体的な話をお願いいたします。

儀宝教職員課長

タスクフォースとは、緊急性の高い具体的な特定の課題に取り組むために、一時的に編成される組織のことでございます。このタスクフォースでは、教職員のわいせつ、セクハラ事案の根絶に特化した方策を検討することを目的としております。

タスクフォースのメンバーといたしましては、委員とアドバイザーで構成いたします。委員につきましては、小中高等学校、特別支援学校の若手中堅教職員及び教職大学院へ派

遣している教員で、20歳代後半から40歳半ばまでの教諭，養護教諭，事務職員と考えております。委員の人数につきましては，男女や校種等のバランスにも配慮し，十数名程度と考えております。アドバイザーにつきましては，臨床心理士，弁護士，企業の人事担当者，各1名の計3名を考えております。

黒崎委員

今お話を聞いたらいろんな分野の人が寄っていただいて，タスクフォースを構成するというごさいますが，例えば，今までも教育委員会の中で，教育委員会の点検，評価をずっとされていますね。いろいろな内容について，今年も平成28年度9月定例会で，教育委員会から，教育委員会の点検，評価が出されています。その中で，希望に導く教職員の育成，教職員のメンタルヘルスの管理支援のセミナー等も開き，それに対して評価がどうであったかということが書かれております。また，コンプライアンスについて，わいせつ，セクハラについてどう対応していくのかと，教育委員会のコンプライアンスハンドブックの中にも書かれております。

こういった，今まで何度も何度も繰り返してこられたことが，このタスクフォースをつくって新たにスタートして，点検，考え直していく，人事も新たに考えていくというようなことなんですが，余りにも漠然としているんですね。タスクフォースをつくってこのメンバーを集めて，どういったところに特化させて話を進めていくのか。つくり上げてから相談して出てきた内容によって，その方向にということもあるのかなとは思いますが，くれぐれもつくって，またそれだけで終わらないように。くれぐれも今までと違う観点でやってほしいと思います。

それには，やはり企業の人事担当の方というのが，先ほどメンバー構成員の中で出てきておりますが，それも大切ですし，また，いろいろな人事関係のコンサルタントの方もおいでになるので，そういった方々の意見も聞けるような形というのも考えていただきたいと思います。今，木下副教育長が座っておられるんですが，前は県の人事課でおられましたので，そのあたりのことは，よくおわかりなのだろうと思うんです。

ですから，教育委員会の中だけで，がちっと固めずに，いろいろなところの意見を聞いていただくようにしないといけないし，また，私は，漠然と科学的な手法も取り入れてみたいなことを言いました。例えば，意外に直感当たるもので直感が優れた方とか，今回のセクハラ問題なんかは，コンプライアンスの教育というよりも，その前段の人としてどうかという，採用の時点の問題でないかなと思います。ですから，そういったところを，しっかりと議論できるような形というのを，是非つくっていただきたい。これはもう，今までのやり方でやるなら何回やっても一緒です。くれぐれも，今まで教育委員会がやってなかったようなやり方であったり，奇をてらうという意味ではないですが，いろいろ可能な考えられることを，やっていただきたいと思うんですがどうですか。

儀宝教職員課長

ただいまの委員の御意見，御質問ですけれども，教員採用審査につきまして工夫すべき

ではないかということでございます。本県の教員採用審査におきましては、教員としての資質とか能力をしっかりと審査し、本県の求める優秀な教員を採用するために、これまでも見直しを行ってきたところでございます。

例えば、一次審査に集団面接を導入し、二次審査の個人面接と併せて複数回の面接を行うようにいたしました。また、実際に授業を行うことを場面設定した模擬授業の導入も行いました。そして、二次審査の個人面接において、民間の方に面接に加わっていただき、幅広い視点から教員を評価していただくということもいたしました。そして、最近ですけれども、平成24年度からは二次審査における個人面接の配点を大きくし、面接をより重視した人物重視の面接を実施しております。

このように随時、改善を図ってきたところでありますけれども、今後とも適切な教員採用審査の見直しは欠かせないものと思っております。今回のタスクフォースにおきまして、議論された意見を尊重しながら、より教員として資質や能力を見抜く審査や改善を図ってまいりたいと思っております。

黒崎委員

優秀な人材というところでございますが、揚げ足を取るというわけではないんですが、このことも今までも何回も聞いています。教育委員会が求めている優秀な人材って、どんな人材なんですか。

儀宝教職員課長

本県の求める教師像といたしまして、教職に対する強い使命感と高い倫理観、専門職としての高度な知識や技能、豊かな人間性や社会性などの総合的な人間力ということを求める人材として公募しております。

黒崎委員

今ので皆さんわかりましたか、わかりませんよね。私は今の話で徳島県の教育委員会が求める人材、優秀な人材がどんなものかわかりません。やっぱりこれから教育委員会が、徳島県でどんな人材を育てていきたいのかのあたりから、組立て直していただかなければいけないのではないかと。優秀なというセリフを出したら、それで全部片づく話ではないんです。だからもっと掘り下げて、どんな人間をどう育てていかないといけないのか。こういった問題が起こってくる背景には、この人たちが受けた教育の問題もあると思うんです。この中に徳島県以外の方もおりますけれども、教育を受けた結果、立派に育っている人と、こういった方々が出てきている差があるんです。

だから、徳島県でどんな方を育てていきたいのか、そのあたりも踏まえてしっかりと議論を進めていただきたい、議論をしてください。事務的手続でさらっと流すんじゃなくて、議論がなかったらおかしいんですよ。我々には、どんな議論があったかの報告をしっかりとしてください。それは、ひとつお願いを申し上げておきます。

いつから始めるのかということも聞いておかないといけないので、タスクフォースの第

1回目をいつからにするのか。それと、具体的な話になってきますけれども、年間を通してやるのか、これから先ずっとやっていくのか、どんな進め方をしていくのか、先ほども少し話が出ましたけれども、タスクフォースをつくり上げて大激論、議論をした結果を、いつまでに我々にお聞かせいただけるのか。このあたりもお願いをいたします。

儀宝教職員課長

このタスクフォースですけれども、第1回目は12月の下旬に開催する予定でございます。年内にこの1回を開催いたしまして、報告書を提出するまでの間に合計5回程度、開催したいと考えております。そして、年度末、3月末までに報告書としてまとめていただきたいと考えております。

進め方でございますが、初回の冒頭に教育長からタスクフォースの使命について説明し、メンバー全員の共通理解を図った上で、わいせつ、セクハラ事案の根絶に向けて、その発生要因の分析、教職員研修の在り方、学校の職場環境の整備、教員採用の在り方などについて、形式にとらわれずに、ゼロベースから議論を積み上げていきたいと考えております。

そして、教諭だけでなく養護教諭や事務職員の視点、学校現場を離れ、客観的な立場にある教職大学院へ派遣している教員も加え、将来の本県の教育を担う人たちの視点で、管理職からは出ないような発想や着眼点をもって、しがらみにとられない斬新なアイデアや本音を自由かつ達に幅広く議論していただき、最終段階では、その内容を専門的なアドバイスと組み合わせることによって、効果的な提案がなされることを期待しております。

なお、中間段階で委員と教育長が意見交換をするランチミーティングの機会なども設け、議論を更に深めたいと考えております。

黒崎委員

3月末までに報告できると、5回程度やるのだということで、回数も決めておられるようなんですが、5回で結果が出てくるのかと思います。5回で出てくればいいですよ。今まで何年もかかっているんですよ。何年もかかってやっていて、こうなっているので、これが5回で果たして妥当なのかどうなのか。3月末までに最終報告でなく、中間報告みたいな感じがしてしょうがないんです。ですから、期間、回数というのは、私がこういう聞き方をしたので何回というふうな答えが返ってきましたが、やはり必要に応じて増やしたり、あるいは議論の内容によっては特別の協議会みたいなものをつくったりということも柔軟にやっていただきたいと思います。

それと、くれぐれもお願いしたいのは、自由かつ達に、形式にとらわれずというお話もございましたけれども、本当にそういうお話ができるような環境もしっかりつくってやっていただきたい。やはり、しゃべりにくいこともあると思うので、これを必ず吸い上げていただけるような形をつくるということも、教育委員会の上層部の責務だと思っております。

これからの徳島県教育委員会の未来が、これにかかっていると思っていただいても私はいいと思うんです。くれぐれも徳島県の教育でどんな人材を、どうつくっていくのかとい

うところから考えていただかなければ、セクハラ対応だけの部分でさらっと流れてしまうことが一番、これから先もダメージが残ることになってきますので、ここでしっかりと切っていただきたい。しっかりと切っていただいて、新しい教育委員会のスタートにしていただきたいと思います。教育長から一言お話を頂きたいんですが、いかがでしょうか。

美馬教育長

ただいま黒崎委員より、今回のタスクフォースにかける意気込み、同時に、徳島県の目指す教師像をしっかりと定めなさいというふうな御意見を頂きました。

まず、優秀な教員というのが、どのような像なのかというようなことに対しましても、これはもちろん、なかなか一言で言うには抽象的な話になってしまいます。特に、育てる子供像は、徳島教育大綱の基本方針をそのまま、我々としましても育てる子供像としたいというところがございますが、教師像としても、一言で言うと、やはり子供たちの範であるということは絶対に外してはいけないところであります。

そういった意味では、教員がこのようなわいせつ事案で連続して逮捕されるというようなことが起こりましたことは、まずもって、信頼をなくしてしまったら教育にはならないという点では、非常に遺憾、極めて遺憾であると考えております。

そして、今回のタスクフォースにかける意気込みでございますけれども、先ほど教職員課長が申しました、タスクフォースの回数が5回、報告書が3月末にというのは、やはり一つには、まず早く対処して、それなりの施策は早くとらなければならないということで、まずは年度内をめどにしっかりと協議をしていただく。しかしながら今、委員の御指摘のとおり、その中のやり方によっては、まだまだ議論が尽くせないというような場合でしたら、もちろん延長ということも考えられます。そこは柔軟に対応していきたい。また、中での会合の持ち方につきましても、例えば、この手の行為というのはどうしても男性が起こす場合が非常に多いわけですが、そういうときに女性の視点であるとか、各職の違った視点であるとか、いろいろ大切な視点というのはございます。そういったものをしっかりと引き出すために、いろいろな工夫をしながら、例えば男性だけで話し合うような会もあるかもしれません。そこらは、その内容に応じてしっかりと議論をしていきたい。

私の思っておるのは、とにかく議論を尽くしていただきたい。いろいろ小さな、ひょっとしたらくだらないような意見が出て、それを尊重して、芽を摘まないで、しっかりと話をして議論を深めていただいて、そこから上がってきたものから何か我々としてもヒントを酌み取っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、県教育委員会といたしましても、今回のタスクフォースが形式的なもので終わらないように、しっかりと運営をしてまいりたいと考えております。

黒崎委員

よくわかりました。3月末には、ある一定の結果を出していただけるということですので、これからまた2月定例会がでございます。2月定例会までに中間報告的なことがしていただけるのであれば、私もこのことについて、またいろんな議論もしてまいりたいと考え

ておりますので、くれぐれもよろしくお願いを申し上げ、私からの質問を終わります。

井川委員

今の黒崎委員の話の関連で続けるんですけれども、私も子供が小学生のときから小中高等学校とPTA活動を続けてまいりまして、今も高等学校PTA連合会では役職も頂いておりますし、非常に子供の教育には、関心を持ち続けております。とにかく、こんな不祥事は、あってはならないことなので、何とかこれを繰り返さないようにということで、黒崎委員のおっしゃるとおりだと思います。

私も、先生方とのお付き合いがそういう関係で長いんですが、どうしても小さなことだったら先生方は、内部で抱え込むということが結構多いですよ。とにかく、こんなにも全国的なニュースになったことでもありますし、できたら、教育委員会なり学校内で抱え込むことなく、結果が県民の目に見えるような形で、何か必ず形を残していただきたいと思うのですが。

儀宝教職員課長

このタスクフォースの件、また、教職員の不祥事の件を含めまして、その事実がはっきりとわかり決定した際には、必ず県民の皆様、委員の皆様公表するというお約束したいと思います。

井川委員

必ず、わかるように。県民は、本当に関心を持って見ていると思います。やっぱり先生に信頼が置けなかったら、本当に、いい子供は育たないし学校運営というのはできていけないと思います。是非とも県民の目に見えるように、耳に入るようにということで、オープンでやっていただきたいと思います。

前も言ったんですけど、私からお願いですけど、私、北田宮に住んでおりまして、県内で最初の公立中高一貫校の城ノ内中学校・高等学校が、すぐ家の近くにあるんです。朝8時ぐらいにその辺りを通るんですが、とにかく自転車がた一つと走るんです。うちの町は田宮街道があって、それから城ノ内高等学校までの間が300メートルか500メートルぐらいあるんですね。その間がもう本当に、あぜ道とか細い徳島市道なんです。そうしたら、どうしても危ないから先生の指導も、住宅地の中のやや広めの道を自転車で来るようにという指導をやっているんですけど、それはそれで、やっぱり道が細いですから、生徒たちが数珠つなぎでどんときたら車も通れませんか、危ないし、突然飛び出してくる場合もあります。

城ノ内中学校・高等学校へ通っている子供が悪いというのではないですけど、佐古駅からたくさん自転車で通っています。そういう環境をもっと考えていただけないかと思うんですが。

阿部体育学校安全課長

ただいま井川委員から、城ノ内中学校・高等学校の自転車通学ということで御質問を頂きました。現在、城ノ内中学生が汽車通学も含めまして自転車で約295名、高校生が約665名ということで、960人の子供たちが自転車で、ある一定の時間に田宮街道から城ノ内中学校・高等学校への道を通学しております。

以前、井川委員からの指摘がございまして、現地視察もしたわけなんですけど、非常に道は、市道ですが細いです。それと、田宮交番の辺りから斜めに入る細い道もございまして、その道のマンション駐車場を横断すると最短距離になるということで、地域の方に御迷惑をかけていると、城ノ内高等学校も認識はしております。

現在、ほぼ毎日、西側から城ノ内高等学校のほうに行く細い道に関しまして、出口のところまで2か所、立しよ指導をしておるわけでございますけども、ちょうど車の通勤時間と重なっております、非常に危険な状態だということは重々認識しております。警察のほうにも御相談しまして、登校の方法を時間差登校であるとか、別なルートを通る方法とかいろいろ試したんですが、登校方法は、正門を高校生、西側の門を中学生が利用する方法が一番いいであろうと御指導いただきまして、現在そのような形で、1列で走行するように指導を行っております。マンション内での通過でありますとかは、地域の方からもお電話を頂いているみたいなので、厳しく学校としても指導していただくようお願いしてございます。

時間がかかる問題ではございますけれども、なかなか道路が広がるということではございませんので、事故に遭わないように、子供たちの交通マナーアップについては、今後とも指導してまいりたいと思っております。

井川委員

認識していただいているようですが、とにかく先生がいるからって安全じゃないんですね。いっそ先生がいるから邪魔になる場合もありますし、目を光らせていただきたいというのは重々あります。

とにかく城ノ内中学校・高等学校といたら、県の目玉でございまして、そこに通うのに、ああいう通学環境というのは本当にどうにかしないといけないのではないかと。田宮街道があつて、教育会館のある広い道があつて、その間の、もうとにかくにっちもさっちもいかないような、あんな狭い道を、課長がおっしゃったような600人も700人もが通る。ましてや、これに城北高等学校とか徳島科学技術高等学校の子供も通りますから、すごい数が通っています。もう少し子供の環境を考えてというか、通学しやすいような道づくり、通学環境というのを真剣に考えていただかないと、大きな事故があつてからでは大変なことになると思いますので、今これに対して答えてとは言いませんが、ちょっと真剣に通学経路を考えていただきたいと思います。

もう一つですけれども、平成29年度に向けた教育委員会の施策の基本方針で、県立図書館の機能強化とあるんですけれども、どんな強化をするのか教えていただきたい。

乾文化の森振興本部企画振興部長

県立図書館の機能強化の御質問を頂戴しております。

県立図書館は、来年、開館以来100周年を迎える年にもなっておりますので、その100周年を契機に、様々な機能を強化してまいりたいというふうに考えております。

具体的には、100周年に当たりましての様々な100周年記念の事業に加えまして、機能強化といたしましては、子供の図書館、子供の読書を振興するための子供の読書振興のための施策の強化、それから未来の図書館を考えていくということで、これまでの100周年を振り返るだけではなく、これからの未来に向けた図書館の機能をどう行っていくかというようなことを含めまして、図書館のほうでも、子供たちの読書の振興をするタスクフォースと、これからの図書館の機能強化という意味での電子図書館を考えるタスクフォースを、この9月から検討を始めておりまして、年度内にも取りまとめをいたしまして、来年100周年記念の事業と併せまして図書館の機能強化につなげてまいりたいと考えております。

井川委員

開館100周年を迎えるということで、すばらしいと思います。とにかく1人でも多くの人が県立図書館へ行って、図書館になじんでいただけるようにということで、多くの声を聞いて、いい図書館に変えていただけたらと思います。

岸本委員

ちょっと関連しまして、不祥事の件でお尋ねしたいと思います。

まず今回の一連の不祥事について、タスクフォースをつくって原因究明から始めて、対応策をとっていくとなっておりますが、現状で、どういったところに原因があると、つかまれているのでしょうか。現時点でわかる今回の一連の不祥事に関連することで、原因は何だと思えますか。

儀宝教職員課長

なぜ不祥事が起こるのかということでございますが、不祥事を起こした教職員と直接、事情聴取を行いましたけれども、その原因の特定はなかなかできないような状況でございます。個人的な悩みとか仕事のこととか申しておる者もございましたけれども、それが今回の直接のこととは特定できないような状況でございます。個人が持っている特質や気の緩み、悩みやストレスがあったりと様々なことが考えられますけれども、現時点では、特定できていないような状況でございます。

岸本委員

私もそう思いますから、それを例えば、採用時点でのことに原因を求めたり、幅広い原因があると思うんです。ですから今回のタスクフォースで、おいせつ、セクハラに特化するということについて、もう少し広げて、年代ももう少し広げたり、管理職側から見たらどうなのかというふうに広げたほうがいいように思うんですけれども、その辺はどうです

か。

儀宝教職員課長

委員御指摘の御意見，そういう考え方もございました。ただ，不祥事を起こした者がその年代の者であったり，先ほど申しました理由もありますし，そういったことで今回につきましては若手，中堅の教職員でタスクフォースを編成することといたしました。

岸本委員

まず，その不満であったりストレスであったり，若手の方が問題を起こしているということで，若手の方を集めるということですが，日頃それを管理している管理職の方にも原因があるかもわからないですよ。むしろ採用というより，先ほど求める教師像を持った方が，本当に人事制度の中で認められているのか，制度自体がいかげなものかということもありますし，ストレスがどこからたまっているかということ突きとめるためにも，通常の組織で原因が究明できないこと自体に問題があるんじゃないかと思うんですけども，どうですか。

儀宝教職員課長

管理職がそのような事案を事前に察知して，所属教職員に対して支援をするなりサポートするなりして未然に防ぐということも，大変重要なことと考えております。現在，教員評価ということを行っております，その中で個人面接を管理職が行っております。そういう中で，相談，また支援とかをできる場合もあります。そういったことも含めて，管理職の者には支援をするようにということは，きちっと指導はしていきたいと思います。今回につきましては，若手中堅職員でということと考えております。

岸本委員

不満やストレスというのは様々な形で起こると思うんです。パワハラであったりセクハラだけじゃなくて，様々な形でハラスメントが起こって，その都度，またつくるといふ話になるのかなと思うんです。例えば，いじめが起これば，今回なぜ起こったのかということで，タスクフォースをつくと。むしろ，この組織全体にメスが入られるような，広く意見を求めたほうが私はいいと思うんです。

短期的に3月末までということであるなら，もう少し組織全体を見直すような，現状の組織の中で結構ですから，個人面談ということも今ありましたけれども，個人面談で私はこんな問題を持っていますとか，こんな悩みがありますと言う方は，ここまでのいかないと思うんです。日頃のコミュニケーション不足であったり日頃の気付きであったり，そういったところに原因があるように思うんですが，管理職の方と部下の方との関係で，その辺に問題があったということはないんでしょうか。

木下副教育長

今回のタスクフォース、あるいはこの検討の進め方に関連してくることなんですけれども、今回は、わいせつ事案が続いて起こっているということで、子供たちの人格形成にも影響を与える本当に最も悪質なものと考えておりますので、今回につきましては、わいせつ、セクハラに特化して喫緊に取り組むべき対応を考えようということで、タスクフォースを立ち上げたところでございます。

これだけ続いているということは、今までの取組では、なかなか防ぐことができないということですので、それは私たちも含めて管理職の今の考え方ではどうも防げないのではないかと、今回、管理職の発想には出てこないような提案を頂きたいということで、若手、中堅に絞ってタスクフォースを立ち上げたということでございます。今回はこれに特化するということを御理解いただきたいと思います。

岸本委員

今回、連続しましたので、今の答弁になったと思うんですけれども、管理職で防げないことが起こるといふのであるなら、ここにいらっしゃる方は、本当に管理職の資格がないと思います。そういう意味でおっしゃったのではないと理解をしますが、今回タスクフォースで出てきた様々な不満であったり、上司への不満や、いろんなことが仮に出たとしましたら、また、そういうことが出るような議題をとるか、余り絞り込んで、最後は個人の資質というようなことで落ち着かないような運営に徹していただいて、改善していただきたい。

心の病ということも、御本人さんとのヒアリングの中でも、かなりあるようですから、なぜそこに至ったのか。これは、子供たちを教える先生としては、子供たちの悩みを聞いたりする上で必須でもありますし、職業を持っている同士で、どういうふうに解決をするかということで幅広く進めて、教育長がおっしゃったように、意見を吸い上げていただきたいというふうに要望します。

別件になりますけれども、文化財調査の件でお尋ねしたいと思います。

埋蔵文化財調査というのは、現状、大体人員はどのくらいで実施して、1年間でどれくらいできるのか、お尋ねします。

草野教育文化課長

ただいま岸本委員より、文化財調査の体制について御質問を頂いてございます。

なかなか、なじみがない分野だと思いますので、少し御説明を加えながら御説明させていただきます。

県の埋蔵文化財調査でございますけれども、公益財団法人徳島県埋蔵文化財センターに委託をする形で実施してございます。

そして、体制という御質問ではございますけれども、恐らく、現場に出て発掘調査をする者というイメージで御質問を頂いたのかと思います。申し上げますと、現在、3名、3班が現場に出ているということでございます。ちなみに、整理という者も合わせて発掘調査でございます。現場に出て、発掘をして、出てきた物を調査し記録をとり、そして洗浄

し、時には保存処理までいたします。そして、報告書を刊行するまでが発掘調査でございますので、現場に出ている物を屋内で整理する者というのも実はいまして、その者が今3人、屋内で整理作業をしているというものでございます。

岸本委員

そうしたら、その3班の過去5年ぐらいの、1年に1班出るぐらいですとかフルで出ていますとかいう稼働状況と、1班当たり1年間でどれぐらいの面積が調査できるのか、お尋ねします。

草野教育文化課長

ただいま岸本委員より稼働状況という御質問でございます。これも、どういうふうになっているのかというところを御理解いただいたほうが、適切に御理解いただけるかと思っております。

つまり、発掘事業量と申しますのは年々、変化するものでございます。したがって、現在出ている3班が、これまでずっと3班出ているというものでは、ございません。昨年度は、実は現場に出ているのは2班でございます。発掘調査は開発事業に伴って行うものでございますけれども、この開発事業の工期を延長させない、ボトルネックにならないという観点で発掘の人員を割いてございます。例えば、昨年度であれば2班が現場に出ておりました。今年はその開発事業を延期させないという観点で、増員をしながらやっているものでございます。

例を申し上げますと、昨年度は1名、県の職員が、国の重要文化財の観音寺木簡の作業で埋蔵文化財センターに県費でそういうような作業をしてもらっておりましたけれども、途中で、現在やっております那賀川の堤防事業に伴う発掘事業が出てまいりましたので、こちらをそちらに振替えました。振替というのは、実は発掘作業は、原因者負担という形で、人件費を含めて事業者に持っていていただきます。つまり、前半は県費で国の重要文化財の調査をしておりましたが、後半は事業実態に伴って国土交通省負担の人件費で、現場の調査にいただいております。こういうような形で実際の開発事業を柔軟にしながらやっております。

どれぐらいとれるのかという御質問もございました。これは、どういった遺跡が出てくるのか、それからその面積にもよります。一番掘れる人で、昭和40年とか高度経済成長で若干、乱暴に掘っていた時代は、1人で年間1万平方メートル掘ったというのがございますけれども、今はフルで出たとしても、大体1人で4,000平方メートルから6,000平方メートルあたりが一般的です。ただ、これは現場、それからどれぐらいの遺物にもよりますので、これは工事を遅らせない、開発事業を遅らせないという観点で、検討してしっかり対応しているところでございます。

岸本委員

工事を遅らせないということですが、例えば今、徳島西環状線で川原田遺跡の調査

をしていますけど、早くても3年、普通にいけば4年と、三、四年の発掘調査があり、その間、工事が止まるわけですね。ですから、もう少し人員を倍にすれば工期は当然一、二年で終わりますし、徳島県は今、環状道路ないしは高速道路等々で、開発が従来よりも多い状況になっていますよね。ですから、是非とも人員を増やすということで、ことに当たっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

草野教育文化課長

ただいま岸本委員より徳島西環状線の発掘調査について御質問を頂いてございます。

徳島西環状線で現在、発掘調査をしてございますが、発掘調査によって工事が延期しているという事実はないと承知してございます。これは、ほかのものも同様でございます。例えば、今年度やっております美馬市の道の駅は、県の事業でございますけれども、こちらも工期を延長するという事はございません。

どういうことなのかというところですが、実際の工事につきましては、用地取得から基本設計、それから実施設計というような形で、順を追って少し年月を重ねながら進めていくものでございます。発掘調査につきましては、事業者と調整をいたしまして用地取得の段階から調査を始めまして、全面を全て発掘調査するわけでもございません。発掘調査が要らないところから工事を進めていただいて、発掘調査は別のところからというような調整をいたしますので、例えば今回、御質問がございましたけれども、徳島西環状線の発掘調査を、たとえ倍の調査員を入れまして短縮したとしても、全体の工期は短縮することではないと認識しているところでございます。認識が間違っているということであれば、早急に調査をして対応もしたいと考えてございます。

岸本委員

今の草野課長のお話ですと、県土整備部と4年先に工事を進めると。だからその間で調査をしてくれというふうに、むしろ工期を決めているのは県土整備部だという理解ですか。

草野教育文化課長

御指摘のとおり、この発掘調査によって全体の工期が延びているというところではないと認識してございます。

岸本委員

県土整備部と話をしたときに、2年でできるけどもそんな早くしなくていいよ、4年でもいいよ、ということで、工期は主体者のほうが決めているという理解でいいんですね。

草野教育文化課長

御指摘のとおりでございます。早くということでしたら、当然、当課といたしましても発掘調査員を増員するなりという形で、もちろん対応を考えるところでございます。

岸本委員

平たく言うと、教育委員会としてはいつでもできるけど、県土整備部が決めている話であるということで理解をさせていただきます。

それと、埋蔵文化財の調査について、市町村との関係で、市町村の文化財調査というのは、県とどんな関係になっているのですか。

草野教育文化課長

ただいま岸本委員より、市町村との発掘調査の役割分担という御質問でございます。

少し法律の仕組みから御説明申し上げますと、文化財保護法に基づいて発掘調査はしてございまして、もともとは発掘調査の届出につきましては文化庁長官に事業者が提出するという形になってございます。こちらを文化財保護法の施行令で都道府県に権限を下ろしているというようになってございます。

したがいまして、全国的な一般的な考え方につきましては、実は文化庁が出してございまして、基本的には、もちろん市町村が発掘をするんですけれども、平成10年に出しております通知の中で、複数市町村にまたがるもの、また大規模なものといったものは、都道府県で行うことが望ましいという考え方が示されてございます。

当県もこの考え方に従う形で実施してございまして、例えば国の事業、国道もそうですし、JRのような大きなものもそうでございます。それから複数市町村にまたがるものを県の事業という形で、公益財団法人徳島県埋蔵文化財センターに委託して実施しているというものでございます。

それ以外の例えば、100平方メートル、200平方メートルであります宅地のようなもの、住宅会社などがやる500平方メートル、1,000平方メートルぐらいのものも少しございまして、このあたりはそれぞれの自治体が埋蔵の専門職を雇っているところもございまして、市町村が発掘を実施しているというものでございます。それに具体的な相談ですか、困ったようなところというのは、適宜、御相談を受けながら、県としても支援をしながら、対応しているというものでございます。

岸本委員

県内24市町村ありますけども、例えば市はあるように思うんですけど、町でやっているのかどうか私もよくわからないんですが、前年度、何市町村が発掘調査をしたのか。また、発掘調査で、自前で職員さんないしは行政関係機関で調査できるというのはどういう市町村ならあるのか。全てあるならあるで結構ですし、去年1年の市町村の実績というのはどんな状態になっていますか。

草野教育文化課長

ただいま、県内の市町村の調査体制という御質問でございます。

市町村は、それぞれ専門職を採用してございますけれども、小さいところでは専門職を

置いていないところもございます。すぐ出てきませんが把握はしてございますので、後ほどお答えできればと思っております。

発掘数も届出という形は上がってまいります、ほとんどの件数につきましては、工事立会や慎重工事になりますので、発掘調査をするというようなところまでは至っていないのが、ほとんどだということでございます。

岸本委員

また後ほどわかれば、教えていただけたらと思います。

それから、発掘されました文化財というのは、市町村の場合はどういうふうに保存するんですか。

草野教育文化課長

出土した埋蔵文化財、いわゆる出土遺物の取扱いについての御質問でございます。一般的に、地中から出てくる物でございますので法的には遺失物法の適用があるものですが、文化財保護法に、特例規定がございます。その特例に基づきまして、警察とのやりとりも実はございますけれども、文化財として認定をした物、発掘調査で出てきた物につきましては、所有者がわからない物については、県の帰属になるという形で規定をしているところでございます。

ただ、実際、重要な物、市町村が欲しいというところにつきましては、委譲の手続きをとりまして、それぞれの市町村に所有権を移すというような形の手続きをとっているところでございます。

岸本委員

例えば、市町村に発掘してもらって出てきた物は県の物だと。県が埋蔵文化財センターかどこかで保管するということですか。

草野教育文化課長

今の御質問の、市町村が発掘した物ということでございますけれども、実施主体にかかわらず、法律のたてつけ上の話でございます。県に帰属するとなつてございますので、一旦は権利を有することになるものでございます。それにつきまして、市町村が自分たちのところということであれば手続きをとりまして、市に所有権を委譲していくというものでございます。

実際の出てきた物は、もちろん、まずその発掘をした市町村の現場に置いてございますけれども、所有権の関係、権限関係につきましては、法律に基づきますので、今、御説明を申し上げたとおりになるというものでございます。

岸本委員

事実かどうかわかりませんが、市町村ではなかなか保管する場所もないので、なかなか

発掘がやりづらいというような話も聞きますが、そういう事実はないですか。

草野教育文化課長

出土遺物の取扱いで少し困っているところもあるのではないかと御質問でございます。

今、御質問にありました件につきましては、全国的に、実は課題になっているものでもございます。専門職員を採用せずに発掘調査だけをしている市町村に特に見られるものであると認識してございます。つまり、活用といったもの、それをどうやって使っていくかについて、市町村に十分な能力がないというところで少したまっていくというような状況。また、財政状況もございまして、取扱いについて、ほかの部分もそうでございますけれども、そういったものに悩んでいるといったところは全国的に、財政状況が厳しくございますので、そういうふうなものがある。当然県内もそうでございますけれども、そのような状況にあるというのは認識してございます。

岸本委員

最後になりますけれども、その公共工事ないしは開発に伴って発掘調査をするという原則論なんですけれども、例えば、徳島市でも、川西遺跡の後背地に大きなお寺があったはずだということで、その調査がそれ以上進まなかったわけです。そういったことで、むしろ開発に伴ってするという受動的なことではなくて、能動的な発掘ということについては、県の姿勢は今のところどのようになっていますか。

草野教育文化課長

ただいま岸本委員より、積極的に調査をという、その姿勢についての御質問でございます。これはもちろん、県としてもしっかりやっていくというような姿勢でございます。

一方、全国の埋蔵文化財行政の話になろうかと思えますけれども、この原因者負担といった考え方も含めて、当然自治体、地方公共団体が積極的に全てを発掘していくというところでできればもちろん望ましい形ではございますけれども、その場合は全て県費負担、また公費負担ということになります。

また、開発事業は当然、進むという対応もございますので、その中で、開発事業との調整、またそこから出てくる物をしっかり保護し、記録を報告書にとりながら、文化財保護行政と調査も含めてでございますけれども、開発の両立を目指していくというのが、現在の文化財保護法の考え方、全国の埋蔵文化財行政の考え方というものでございます。その不便も当然、尊重しながら、県としては重要な遺跡、例えば藍住町がやってございますが、国の史跡の指定になってございます勝瑞城館跡も、更なる調査がまだ解明をしているものでございます。

こういったものにつきましても、県としても補助を出しながら、また助言もしながら、進めているような状況でございます。引き続き、しっかり頑張って取り組んでまいりたいと思っております。

岸本委員

重要な遺跡については、観光資源としても利用できる可能性も秘めておりますし、できれば重要な遺跡については市町村と連携しながらやっていただきたいと思います。

そして、組織を持っていない市町村へも是非、県も協力ができるという体制で臨んでいただきたいと思います。要望して終わります。

川端委員

本会議で道徳教育を質問いたしましたので、私からも、この度のセクハラといいますか、生徒さんに対するそういったあつてはならない教師の行動についてお尋ねしたいと思います。

今年から国は、道徳教育を始める中で、優秀な教師をこれから採用したいということで、今日この後、国の教育政策に対する財政支援を要望する請願の審査があり、そんなタイミングに、こういったあつてはならないような不祥事が発生したわけでありまして。本当に残念なことでございます。

そこで、先ほどから様々な質問の中で、これからタスクフォースを立ち上げる、そして集中的に議論をするということでもあります。その中でも恐らく出てくるとは思いますけれども、原因が何であったのかということ掘り下げるだけでは、これは解決しない問題だと思えます。

やはり、そこで私が大事だと思うのは、先生方に聖職であるということの自覚が十分になされているのかということでもあります。いい先生に当たった子供たちは一生が大きく変わるぐらい、すばらしく成長しますし、悪い先生に当たったら、反面教師ということもありますけれども大変、不幸なことでもあります。したがって、先生の資質をそろえる。しかも高いところでそろえるということの中に、聖職であるという意識をきちっと持つかどうか、これが大事なことだと思います。

そういうことによって、やはり人間ですから、いろんな誘惑であるとか思いに振り回されるということは当然あるわけでありまして、どんなに立派であっても間違いは必ず起こるのではないかと思うんです。そんなときにこの聖職という意識をきちっと持つことが、際どいところでそういった大ごとにならないで止めてくれるという効果もあるのではないかと思うんです。

そこで、この聖職という意識を、学校現場ではこれまで、そして現在もどのように先生方に意識付けを行っているのか、現状をお尋ねしたいと思います。

眞貝委員長

小休します。（11時47分）

眞貝委員長

再開します。（11時48分）

儀宝教職員課長

採用した教職員に対しまして、採用試験を受ける段階でも、教員に対して熱意と情熱を持って受けていただけるんですけども、採用した後に初任者研修、5年次研修、10年次研修と、様々な研修がございますので、そういった研修の中で聖職としての自覚、また教員としてのやりがい等を意識付けしていきたいと考えております。

川端委員

私は、そこでは遅いと思うんです。教師の道を選ぶ、そして教育課程に入る時点で、やはり聖職であると。我々の仕事というのは聖職なんだ、子供たちの一生を左右するんだということを、先生になるときの採用時点で確認してもらおうというのではなく、もっと早い段階から教育の場で聖職であるということを、しっかりと何回も繰り返して頭の中にたたき込むというようなシステムでなければ、もう遅いのではないかと思います。そういうことをしたら、今回の防げたかという、やっぱりこれは人間ですから、いろんな状況に置かれた場合に、思わぬことをしてしまうということはあると思いますので、完全に防ぐことは難しいのですが。

また、タスクフォースで、こういうことで起こるんだというふうな原因究明をしても、これはなかなかうまくいかないのではないかと思います。今日はもうこれ以上の答えは結構ですので、聖職であるという意識を先生になる方にしっかりと持っていただくということにも是非、努めていただきたいと要望して終わります。

長池委員

皆さんからずっと不祥事に関する意見が出ているので、もう私から特には言いませんが、議員も聖職でございます。そういう意味合いで、皆さんの意見を聞きながら、私も戒めないといけないと認識を改めております。

それはさておき、今日は、子供の貧困問題でお聞きしたいと思います。子供の貧困というのは県民環境部が担当しておるわけございまして、教育委員会でそのことに議論があったかどうかわかりませんが、子供に一番、接しているのは学校の先生でございますので、子供の貧困問題に対して、どう取り組んでおるかというのをお聞きしたいと思います。具体的にいうと例えば、学校で先生が、どうもこの子供は今、生活とか何らかの理由で困難に陥っているのではないかというのを感じたときに、どういうふうな対応をしているのかということでございます。

横畠人権教育課長

ただいま委員のほうから、家庭の貧困が原因で学校生活に著しく支障を来す児童生徒に対する対応について等の御質問がございました。

御指摘のとおり、家庭に起因する児童生徒の問題を学校の教員だけで抱え込むのは非常に難しゅうございます。当然、県こども女性相談センターでありましたり、市町村におき

ましては市町村の福祉部局等との連携が重要になってまいります。しかし、早期発見、早期対応について、学校や教職員の果たすべき役割は非常に重要であると考えてございます。

親や家庭の貧困が原因で、学校生活に支障を来す場合におきましては、給食費や学校集金の滞納、欠食、衣服のほころびや汚れ、学用品等の準備等から把握することがよくございます。あるいは、学校の教員は、多くの教員が毎日子供たちと生活記録のやりとりをしております。子供からは御飯を食べていない、両親がいなくなった、そんな叫びにも似た訴えがございます。

そうした場合には、まず、管理職に報告し、あらゆる手段を使って情報を収集し、情報共有する中で、関係機関との連携を図りながら対応に尽くしているところでございます。県教育委員会といたしましても、管理職研修等あらゆる機会を通じて早期発見、早期対応について周知しておるところでございます。

長池委員

これまで実態としては、把握したというふうな具体的なケースはあったのでしょうか。

横島人権教育課長

貧困ということについては、直接把握はできておりません。ただ、貧困が原因で虐待といったものにつきましては、先ほども申しましたように、虐待につきましては次世代育成・青少年課でありましたり、県の中央こども女性相談センターが一義的に対応しております。昨年度、中央こども女性相談センター等からの情報によりますと、654件の相談事例がありました。その中で、学校からの通報・通告が97件ということでございますので、学校が果たすべき役割というのは非常に大きいと認識してございます。

長池委員

総務委員会で出された県民環境部主導の、とくしま青少年プラン2017（案）の中でも、大きな3本柱のうちの一つが、困難を有する青少年やその家族への支援ということで、更に細かく読んでいきますと、子供の貧困を一つの大きな問題として捉えて、対策をしていくとなっております。その中で、やはり学校の果たす役割というのも大きく捉えられています。

ただ、私が危惧するのは、先ほども先生の御意見であったんですが、学校とか教育委員会の中で、表に出さずに抱え込んでしまうと逆に、問題が先送りになったりするということが、今までよりも踏み込んだ、しっかりした連携を強化すると。最近個人情報保護等があり、なかなか個人を特定したような連携がとりにくい時代ではあります。逆にいうと、その問題自体が見えにくい時代にもなってきております。貧困であったり、先ほどおっしゃったようなDVは、いじめとかにもよく似た問題だと思っておりますので、本当に学校現場の担当の方というのは、これまで以上に子供たちに目を配るといふか配慮する思いが多岐にわたって、非常に難しい学校現場になっているのではないかと思います。それをやはり下支えするのは、教育委員会がしっかりと思いを持って、これまで以上に取り組んでいただき

たいと思っております。

その中で、やっぱり貧困による、いわゆる格差ですね。そういった家庭の格差によって、学校で学ぶ、さらにはプラスアルファでお金を持っている人は、塾に行ったり家庭教師を付けたりといった教育格差に、できるだけつながらないようにすべきであると思っております。それも、とくしま青少年プラン2017（案）の中には入っております。

ちょうど先ほど御説明いただいた、平成29年度に向けた教育委員会の施策の基本方針の中で、そういうのがあるのかと思っておりますと、真ん中のほうに、学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進ということで、放課後子供教室とか地域未来塾というのがあるので、これがちょっとは、そういうのと関わってくるのかなと思ったりしたんです。この二つの文言、キーワードを、以前も聞いたと思うんですが、是非この場で再度、御説明いただけたらと思います。

阿部生涯学習課長

長池委員から、放課後子供教室と地域未来塾についての御質問を頂きました。

放課後子供教室につきましては、放課後に小学校の児童へ学びの機会を持たせるということでございまして、市町村におきまして、学習支援でありますとか絵画教室、英会話教室等、いろんな取組をして、体験や学びの機会を与えるものでございます。

地域未来塾につきましては、中学校の生徒に対しまして市町村が主体となり、学習支援を行うことにしております。国におきましては、この地域未来塾を、貧困対策の施策として位置付けております。本県では塾に通いづらい子供でありますとか、塾のない地域におきまして、中学生の学習支援を行うということで実施しているところでございまして、現在5か所におきまして地域未来塾を実施しているところでございます。

また、保健福祉部のほうでは、生活困窮家庭を対象にいたしました、学びの機会ということで、学習支援をしていると聞いております。

長池委員

そういった家庭の事情で学力まで格差が出てしまうとなくなってしまうと、将来において、どんどん社会人としての役割を果たす上で、スキルが身に付かなくなってしまうという話でありまして、国も相当、これは大きな問題ということで取り組んでいるように聞いております。これはもう、どこの部署とか、どこの担当とかいうのではなくて、それぞれが本当にしっかりと、それぞれの立場で頑張るしかないんですが、やはりそういった意味では、勉強を深めてやっていただきたいというのが私の趣旨でございます。

また明日、保健福祉部関係の委員会で、同じ貧困問題について、何か提言できればと思っておりますので、これで終わりたいと思います。

眞貝委員長

午食のため、休憩いたします。（12時02分）

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

各委員からいろいろお話がありましたので、不祥事のことについては改めて申し上げるつもりはありませんけれども、1点だけ。先ほど、タスクフォースをつくって、5回でいろんな議論を交わしていくということなんですけれども、余り意識が変わってないのかなと思いました。というのは、別に教育長さんが悪いわけではないんですけれども、段取りを組んでいる人がそういうやり方を今までもやってきたから踏襲しているんでしょうが、最初の第1回目は、タスクフォースの意義を説明して、それから議題に入ってというような手続を踏む必要があるのかなと思います。初めからタスクフォースで集まっている時点で、何をしないといけないのかぐらいはわかっているだろうし、いきなりどんどん議論に入って行って、どうしないといけないのかということを実際に時間をかけて、早急にあらゆる民間の業界の方とか、そういう方々にどんどん意見を頂いていく、とにかく取り組んでいくということをしてないといけないと思います。それでも、なかなか撲滅していくというのは難しいことだろうと思いますので、せっかくタスクフォースを立ち上げてやるのだったら、しっかりと形式的な会議の場所ではなくて、本当の意味での議論がされていくような場所にしていただきたいと思います。そのことは要望しておきたいと思います。

先ほど、井川委員からもお話がありましたけれども、来年の6月で県立図書館が100周年を迎えるということが、今年5月ぐらいから何回かに分けて新聞でも取り上げていただいています。記念事業の企画を急ピッチでということで5月の新聞にも載っておるんですが、今の現在の状況と、どういうことを考えておられるのかと、100周年記念事業ということで、今までとは違う催物、イベントであったりとかをしていくのだろうと思いますけれども、その予算について確保が必要になってくると思うんですが、その辺についてどう考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。

乾文化の森振興本部企画振興部長

岡委員から、県立図書館の100周年記念事業についての御質問を頂戴いたしました。県立図書館は大正6年に開館いたしまして、来年で100周年という節目を迎えることとなります。100周年を盛り上げるべく、今年度より文化の森全体で、100周年記念事業の準備を進めております。

記念の行事につきましては、県立図書館の100周年を振り返るとともに、新たな100年に向けた機能強化を図るため、現在、記念式典をはじめとする、その内容を検討している段階でございます。前年に当たる今年度末には、世界のバリアフリー絵本展や巡回展などを企画して、今年度は100周年の機運を醸成してまいりたいと考えております。

新たな100周年の在り方につきましては、まず二つの大きな方向性というものを考えております。一つは、読書習慣を育む子供の図書館、それから、県民の仕事と暮らし、知的

探求心を応援する知の拠点となる図書館，この二つの大きな方向性に向けまして，今年度の早い段階から，子供の図書館機能検討班，電子図書館サービス検討班という二つのタスクフォースをつくりまして，検討を進めております。可能なものは今年度から反映して，予算措置等の必要なものにつきましては，来年度事業に反映をさせていただきたいと考えております。

予算のお尋ねでございますが，100周年は大変記念すべき年でもありますし，県立図書館の歴史を振り返るだけでなく，未来の図書館を検討する重要な機会であると捉えておりますので，必要な予算の確保に向けては，努力をしまいたいと考えております。

岡委員

大きな方向性に関しては了解をいたしました。本当に県民の皆さん方に愛される図書館であり続けていくことを目標に，また子供さんの部分には特化をして，そういうものを置いていくというような方向性をもって，図書館の将来の在り方を考えた上で，目標設定をして進めていくことは非常に大事なことだろうと思います。

新たな100年に向けて，更に図書館を利用させていただく方に，より利用がしやすいような図書館にしていきたいと思いますと思うんですが，そのためにはやはり図書館ですから，図書の充実ということをしつかりとやっていかなければならないと思うんです。図書の購入費の確保については，今どうなっているのか。また，充実するために何か工夫をされていることであつたり，図書を充実するにしても，大きな目標として，子供の図書を充実させていきたいというのであれば，どのような形で，こういうことをやっていますということが具体的にあれば，教えていただきたいと思います。

乾文化の森振興本部企画振興部長

図書購入費についての御質問を頂戴いたしております。

県立図書館の資料購入費と申しておりますけれども，現実的には減少傾向が続いておりますが，昨年度，今年度につきましては，3,715万5,000円の予算額を確保させていただいております。これは，ピーク時から比べますと確かに減少はしておりますけれども，平成25年度あたりからは，徐々に増加しているような状況でございます。

この予算の中で，図書の購入にどのような工夫をしていくかということなんですけれども，図書資料の価値や利用者の要求というものに配慮しながら，その年度ごとに重点的テーマを絞った図書を厳選していくということが一つ。それから，予算には限界がございますので，県民の方々からお持ちのベストセラーの本を御寄附を頂くというふうな，県民の方々のベストセラー寄贈事業。それから，企業，団体さんにスポンサーになっていただきまして，雑誌に企業名を載せるというような，雑誌スポンサー事業もさせていただいております。

加えまして，民間企業の社会貢献活動の一環として，子供の図書などを，たくさん寄附を頂いているということもございますので，そのような様々な工夫を凝らしまして，県民の皆様の県立図書館への期待に応えられるように，図書の充実を図ってまいりたいと思

ます。

岡委員

工夫もされて、様々なコンセプトを持って、毎年、図書の購入等に取り組んでおられるということで、しっかりと進めていただきたいんですけども、ちょっと資料を頂いていたのですが、今、平成27年の蔵書冊数が119万4,150冊で、本を置いておくスペースがどれぐらいの広さかわからないんですけども、まだ図書を追加できる可能なスペースというのは、今あるんでしょうか。またこれから、もっと図書を増やしていくというのであれば、スペースを増やすというようなこともお考えであれば、これもお聞きしておきたいと思えます。

乾文化の森振興本部企画振興部長

県立図書館の収蔵関係の御質問を頂きました。県立図書館は、蔵書が今、雑誌類を除きますと、おっしゃったように119万4,000冊余りございます。常時2階の閲覧コーナーに三十五、六万冊は出しております。残りのものは、収蔵庫で保管するということになるんですけども、図書館の1階と中2階に収蔵庫がございまして、収納能力が120万冊となっております。ただ、年間約1万2,000冊を購入しておりますので、年々図書は増加していくというような状況は一方であるわけで、収納スペースは、限りはあるんですけども、まだ今のところは若干、余裕があるというような状況です。とはいえ、年々本は増えてまいりますので、工夫を凝らした収納に取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで、過去に同じ本を10冊とか複数本を購入したときもございましたので、そういった複数本がある本については、傷んでいるものについて廃棄を進めていく。それから、市町村図書館へ県立図書館が所蔵している図書をお譲りするとか、置き方の工夫をすることかというようなことをいたしまして、長期的な対応というのを考えていく一方で、収納の工夫というのをやりながら行っていきたいと思っております。

岡委員

その時どきの時代の要請というのもあるでしょうし、複数図書を買うことに関しては問題ないと思うので、どのような形で、それを後世に残していくのか。不必要なものというのは、なかなかないと思うんですけども、必要なものを外で管理していただくであったりとか、譲渡して管理していただいたほうがいいというものを、しっかりと仕分をして、より県民の皆さん方が、そこへ足を運んだら勉強もできるし、いろんな本を読めるから行ってみようと、利用者の足が更に図書館に向いていくような愛される図書館を目指して頑張ってくださいと思います。

今、図書館利用者の全国的なランキングというか、それが正しいかどうか全部うのみにしていいかどうかはわからないのですが、結構上位のほうで、おられるみたいですけども、更に利用者が増えるような取組をされているのかお聞きしたいと思います。

乾文化の森振興本部企画振興部長

図書館の利用者等の御質問かと思えます。平成27年のデータでございますが、県立図書館の入館者数が44万7,338人ということで、文化の森全体の入館者数の中でも、かなりの割合を占めております。平成28年度につきましても10月末現在で、約28万人の方にお越しいただいているということで、多くの方に御利用いただいている図書館ということは言えるかと思えます。

全国ランキングのお話を頂戴いたしましたけれども、蔵書数では今、全国9位です。貸出冊数につきましては全国8位、蔵書数につきましては人口割でいたしますと、かなり上位のほうに維持しているというような状況でございます。

県立図書館の役割というのは、図書を貸し出すだけではなくて、調査研究を支援するレファレンスのサービスであったり、本を保存して後世に伝えるであったり、いろいろなことがあります。利用者を増やすための仕掛けといいますか工夫として、図書館で子供の読書振興のためのお話会を月2回開催したり、放送大と連携した学びの森の講演会のような図書館独自のイベント企画というのも行っております。また、文化の森全体で年4回、6館が連携したフェスティバル的なものも開催しております。そういったところで、文化の森に足をお運びいただいて、図書館にもまた御来館いただけるというような企画も計画して、毎年、実施をしております。

また、今年度は新しい取組として、図書館は今まで学習室がなかったんですけれども、文化の森全体の部屋の余っているところ、空いているところを利用して、夏休み期間中に学習室を提供させていただきました。これも大変、好評を頂きましたので、今後も継続していけたらというふうに考えております。

さらに、県立図書館の重要な役割であります、調査研究を支援するレファレンスサービスの質の向上も図りながら、強化をして、様々な形で利用者増に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

岡委員

しっかり取り組んでいただいているという印象です。全部の蔵書冊数とか来館者数というのは、人口が違いますので一概に、計れるものではないと思えますけれども、人口100人当たりということで分けたら、蔵書冊数は全国で2番目で、貸出冊数は3番目なんですね。非常に優秀なというか、一生懸命いろんなことに取り組んでいる成果が出ているのではないかなと思えます。

せっかくそこまで来ているんですから、更なる図書の充実と、それこそ学生時代、幼い頃から図書館に親しんでいただいて、更に来館者の増える、日本で一番の図書館と言われるようなところを目指して、しっかりと頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、6月議会から、お話をできておったことなんですけれども、平成29年度公立高等学校（全日制）募集定員が、10月に決定されて発表されました。このことについて、委員

会でもいろいろと発言をさせていただいたんですが、今回の募集定員の決定について、どのような考え方で決定されたのかということをお伺いしたいと思います。

藤井教育創生課長

ただいま岡委員から、来年度の公立高等学校（全日制）募集定員について、どのような考え方で設定したのかというお問合せだったと思います。

これは6月、それから9月の付託委員会におきまして、それぞれ御質問も頂いたことと重複するんですけども、これは毎年のことですけれども、募集定員につきましては、毎年、県下の中学3年生の生徒数の増減ですとか、年に2回県で実施しております進学希望調査の結果と、各公立高等学校の学科、施設、収容人数等といったことを総合的に分析、検討して決定しているものでございます。

岡委員

総合的に判断して決定しておることなので、個別に具体的にいろいろと聞いていきたいんですが、進学希望調査を9月議会のときに資料として頂いたのですが、わかりやすいところと言いますと、徳島市立高等学校の普通科は、希望者数が学区内が379人、学区外が55人、合計434人。平成28年度の定員が280人。仮倍率が1.55倍になっております。徳島市内の旧総合選抜校の中では、理数科を除いて一番、希望者が多い学校だったんです。それが平成29年度の募集定員を見ますと、40名減になっております。

徳島科学技術高等学校の電気技術類も、平成28年度の定員が65名。希望者数が103名で、仮倍率が1.58倍と非常に希望が高いのですが、平成29年度の募集定員を見ますと、徳島科学技術高等学校の中で昨年の定員より減らされているのが、この電気技術類だけで、5名減らされています。

富岡西高等学校の場合は、希望者が333名、定員が200名。1.67倍という、非常に県南部では高い倍率なんですけど、ここに関しては25名増となっております。

那賀高等学校の普通科は、希望者が学区内の22名、平成28年度の定員が60名、仮倍率が0.37倍です。減らされているのは5名のみ。

鳴門高等学校の普通科は、学区内、学区外を入れて希望者が331名、定員が320名。仮倍率が1.03倍ですから、ちょっとオーバーのところ定員が10名増やされております。これに関しては、昨年度鳴門の高等学校を受けられて、かなり多くの方が不合格ということなので理解はできる場所なんですけど。

名西高等学校の普通科は、学区内77名、学区外11名、希望者が88名、定員が110名。仮倍率は0.80倍で、平成29年度の募集定員を見ますと、5名増。

阿波高等学校の普通科は、240名の希望者で昨年の定員が200名です。ここは、10人減。

脇町高等学校が250名の希望者で定員が210名。仮倍率が1.2倍ぐらいになっておりますけども、20名減。

辻高等学校の総合学科は、83名の希望者で定員が80名。希望者とちょうど同じぐらいですが10名減となっております。

これに関して、どのような考え方でこういう形になったのか教えていただけますか。

藤井教育創生課長

ただいま各公立高等学校の個々の募集定員の設定の考え方がどのようなものかという、お問合せだったと思います。

まず前提といたしまして、本年5月1日現在の県内の中学3年生の生徒数は、昨年と同時期と比較いたしまして全体で106名減少しております。徳島市内の生徒数につきましては、それを上回る113名減少しております。県全体としては100名ほど減っておりますが、それぞれの地域で見ますと、増えていたりそれ以上に減っていたり、いろいろな地域ごとにばらばらでございます。それで、全体的に106名の減少ということです。

これは、これまでの募集定員の設定の仕方も同じようなことなんですけど、やはり全体として顕著な増加、あるいは顕著な減少というふうな状態がございますと、その次年度の高等学校全体の募集定員数というのは、その傾向に合わせて、全く同じではありませんけれども、ある程度、その傾向に合わせて増減をしていく必要があります。

ですから、今年の全体で106名の減少ということであれば、やはり当然、全体の募集定員数は下げざるを得ないという状況でございます。あとは、それぞれ個々の地域の増減を見ながら、また、先ほど岡委員からお話がありましたように、鳴門地域だけで見ますとちょっと減っておりますけど、板野郡も含めた部分では、ある程度同等の数字ということになるんですけれども、それぞれの地域の減少あるいは増加という状況も見ながら、募集定員を設定したところでございます。

岡委員

各地域を細かく割って、徳島市内では何名減っているとかいうような計算をしているんでしょうけども、学区外からも8%でしたか入ってこられるんですよね。前回も言いましたけども、希望者が非常に多い学校があり、かなり偏りがありますよね。全体の人口が減っているから当然、全体の定数の見直しをしていかなければならないという考え方はわかりますけども、その中で、先ほども申し上げたように、何で人気が高いところであったりとか、子供たちが行きたいと思っているところが優先的に減らされているのかということが、私の中でよく理解ができないのです。何でここを減らさないといけなかったのか。倍率が高いのに、何で5人減らさないといけなかったのか。何でそこだったんだろうかと。

例えば、徳島科学技術高等学校は、結構、倍率が高い学校なんです。ほかの地域なんか見たら、例えば、つるぎ高等学校の機械科は5名減らされていますけども、行きたいという方が多くて、非常に倍率が高いんですよね。つるぎ高等学校のほかの電気科、地域ビジネス科に関しては、希望者だけで見ると定員割れしているんですね。何でこういうようなことが起こっているのか、何でここを減らしたのか。

徳島市内で人が減っているのはわかりますけども、徳島市内はほかにもありますよね。何でここを減らしたのか。進学希望率が高いところが減らされていっている理由を教えてください。

藤井教育創生課長

人気の高い高等学校の学科をなぜ減らしているのかというお問合せだったと思います。先ほど冒頭に、徳島市内の徳島市立高等学校は人気があり倍率が1.55倍あるのに、そこを減らしているのかというあたりもあるんですけども、まず今回、全体として徳島市内でも100名を超える113名の減少という状況でございます。そうしますと当然、徳島市内の普通科とか、いろんな高等学校の減少を検討しなければならないのですけれども、通常それぐらいの人数ですと、1クラスが40名としますと、本来であれば2クラス分ぐらいの減少に相当するような生徒数の減少であります。ただ、今年の進学希望調査の結果も、当然、我々は全く考慮していないわけではなくて、それを見ますと、やっぱり徳島市内の普通科高等学校の進学希望というのは非常に高いという状況は、当然認識しております。ですから、例えば2クラスの80名分、そんなにも減らす状況にはとてもないという状況で、減らさなければならないんですけど、その減少幅をとどめたということで考えております。

あと、徳島科学技術高等学校、あるいは徳島市内でも徳島商業高等学校、城西高等学校とかで、若干数名、5名とか減少というのもありますけれども、そういったところも普通科だけでなく専門高校も含めて、全体としての人数の減少というのを検討したところなんです。それぞれの地域で、それぞれの地域の減少にも合わせて、生徒数の減少にも合わせて、また、学科を教える教科体制とか、そういったものを見ながら定員の設定をしたところでございます。

岡委員

答えてもらっていないような気がするんですけど、何で仮倍率が高い、非常に人気が高い高等学校だけが減らされたのかということを知りたいんです。ほかにも仮倍率は出ていますよね。ほとんどが1倍を超えていますけれども、その中でも、普通科の人気としては突出して、徳島市立高等学校の普通科の1.55倍は高いですよね。何でここから減らしたのかということを知りたいんです。

藤井教育創生課長

例えば、徳島市立高等学校の1.55倍は非常に高い、徳島市内の普通科高等学校で一番高い進学希望率だったのに、なぜそこを減らしたのかということなんですけれども、先ほど申し上げたような生徒数の減少を鑑みまして、徳島市内の普通科でそういう減少せざるを得ないという判断をまず、させていただきます。

では、なぜ最も高い徳島市立高等学校かということなんですけれども、そこは、ほかの徳島市内の普通科高等学校との全体のバランスみたいなものを考慮させていただいたところでございます。今年の定員と来年の定員ということの比較で言いますと、徳島市内の普通科高等学校で定員が減っているのは徳島市立高等学校だけです。けれども、ここ数年の増減ということで見ますと、例えば徳島市内の普通科高等学校、理数科も含めてですけど、今は一つの学校1学年320人という数字を標準としているんですけども、この320名から過

去に減らしているのは、既に一昨年度に城南高等学校、あるいは城北高等学校では一昨年、今年、来年度ということで既に40人ずつ減らしております。ですから、来年度の体制で、クラス数でいいますと、1学年320人ということは1学年8クラスということですが、3学年が8クラス全てありますと24クラスということになるんですけど、来年度、城南高等学校では23クラス、城北高等学校でも21クラスというふうな差が出てきております。

それで、来年どこで減らすかということになりますと、320人定員を今までずっと維持していた学校としましては、城東高等学校、徳島北高等学校と徳島市立高等学校の3校ということになるんですけども、城東高等学校につきましては、位置的に徳島駅に最も近いということで、公共交通機関を利用して通学される生徒さんには最も通学がしやすいということもありますし、また、徳島市の中心部に位置しているというところもありまして、自転車で通学される生徒さんにも非常に通学がしやすい学校と思っております。徳島北高等学校につきましても、学校の位置が鳴門市、板野郡とも隣接しておりまして、県北部の生徒さんが通学するには最も通学がしやすい学校だと認識しております。この2校の定員を減らした場合の影響が一番大きいというふうに判断しまして、今回につきましては、徳島市立高等学校の定員を減らすことにさせていただいたところでございます。

確かに1.55倍ということで、徳島市内の普通科高等学校の中で一番、進学希望の率が高いというのは認識しておりますけれども、残りの城東高等学校、城北高等学校、城南高等学校、徳島北高等学校とか、それぞれ1倍を大きく超えているので、その差でどこというふうなことではなくて、それぞれに進学希望率が高い学校として、その中で判断させていただいたということでございます。

岡委員

徳島市の東部であつたりとかの生徒は通いにくくなると思うんですけど、その辺に関しては何もお考えにはならなかったのですか。

藤井教育創生課長

徳島東部ですから、徳島市立高等学校の地元という意味の御質問だったと思うんですけど、確かに徳島東部の中学校、地元の中学校は非常に生徒数も多いというふうなことがあるとは思いますが、やはりその生徒さんが全て徳島市立高等学校に行くわけでもないですし、ほかにも近隣には城東高等学校、徳島商業高等学校があり、いろんな徳島市内の高等学校がありますので、そういう面では、徳島市立高等学校しか通えないというふうな状況でもないと思います。

岡委員

それだったら、徳島東部から駅へ来る子でも、自転車に乗ったらそんなに変わりませんよ。10分、15分かかるのかもしれないけど、はっきり申し上げておきますけど、こんな理由にならんと思いますよ。おっしゃるように、徳島市内の学校は仮倍率が高いんですよ。徳島市内の人間が減っているのかもしれないですけど、学区外から入ってきたいという子も

たくさんいます。前から言ってますけども、学校ごとの特色を持って、行きたい学校を受検させてやれる、不合格になったときには違うところの選択肢もあるというようなことを、していかなければならないのではないかとこのことを言っていましたけども、城東高等学校と徳島北高等学校の定数が残っている理由というのが通いやすいと。もう、高校生ですよ。小学生だったらわかりますよ。そんなに遠くまで行けんかもしれんというのはわかりますけど、高校生に対して大の教育委員会の課長が言うことですか。私は考えられないんですけどね。こんな考え方で学校の定数を決めたりとかしているというんだったら、レベルが低過ぎると思います。

進学希望調査は、何のためにとったのか。進学希望者数は、何なのか。1倍超えて、当然、増えているところもありますが、減らされているところもある。それだけ学校が遠い人が、遠いところへ行くのがかわいそうだとこの言っていたら、全部、自分のところの地域に学校をつくって、そこへ入れてあげたらいいじゃないですか。そこまで言うんだったら、全部の市町村に普通科の高等学校をつくって、そこへ入れてあげたらどうですか。駅から近いと。高校生の普通の男子や女子の脚力だったら、徳島市立高等学校へ行くのも、北へ行くのも遠いですけど、1時間も2時間もかかることはないし、こんなことを理由にするということ自体がもう、考え方として間違っていると思います。こんなことだから学力が中途半端なところにいるのではないかと思います。

だったら、徳島市内の学校とかには、もう学区外の子を入れなかつたらいいじゃないですか。遠いところに行かすのがかわいそうだとこの言っていたら、全部の学校を維持していったらどうですか。希望者が少なからうが定員が割れてようが、ずっと維持管理してあげたらいいじゃないですか。今回も学校は合併しますよね。何ですか、どうして合併するのか。遠いところへ行かすのはかわいそうだったら、残してあげたらいいじゃないですか。答えてください。

藤井教育創生課長

これまで生徒数が急激に減少するということがあって、平成18年に高等学校再編方針をつくりまして、これまで県下7地域で高等学校の再編をしてきたところでございます。それは、そのような生徒数の減少もあり、やっぱり学校を維持していくため、当然人数が少なくなったら、やっぱり勉強の面でも、部活動の面でも活力がなくなる、学校の活動というのに支障があるということで、これまでそういった再編もやってきたところでございます。

今後、更に生徒数が減少してくる中で、今後の高等学校の在り方というのをどうしていくかとなりましたら、今までも何度も申し上げていて、岡委員にもなかなか御理解を頂けていないところは十分認識はしておりますけれども、それぞれの地域にそれぞれの核となる高等学校というのは、やっぱり必要なんだろうと思います。それを、ただ進学希望が多いから、そのところに定員を増やして、少ないところはどんどん下げていったらいいという考え方では、私はないと思います。やっぱりそれぞれの地域には高等学校は必要ですし、当然そこで、ただ単に維持するというのではなくて、おっしゃるようにそれぞれの高

等学校が、それぞれの魅力をつくっていったって、そこに行きたいというふうな高等学校をつくることは、当然のことと思います。ただ単に理想的に、こんな高等学校といっても、現実的にその数の生徒さんがいて初めてその理想を实践するというか、それによって結果も踏まえて初めて、次の生徒さんが来るときの魅力ある学校となっていくものだろうと思います。

今、いろんな、それぞれの県立高等学校の特色ある取組というのは、徳島新聞さんをはじめ、いろんな全国紙の新聞で毎日のように取り上げてくれております。その中で、それを見ていただいた子供さんたちが、ここの高等学校に行ってみたいというふうに感じていただけたら非常に有り難いんですけど、なかなか進学希望は、今おっしゃるように、徳島市内の普通科に集中していたり、地域によってはやっぱり少ないところがあります。けれども、それは、それぞれの高等学校に魅力がないということではなくて、十分まだ知られていないところもあるかと思えます。それは我々の反省でもあると思えますし、そういったところは今後、県教育委員会としても各高等学校とも連携しながら、それぞれの学校の魅力というのを中学生、保護者の方等、いろんな形で周知していきたいと考えております。

岡委員

もう学校の再編とか学校を減らすということは、これ以上ないということですね。地域の核にある学校は残していくと言っているのです、そういうことでよろしいですね。

藤井教育創生課長

生徒数の減少も踏まえてなので、私はできるだけ地域には学校は必要だと思っておりますが、今後のことというのは申し訳ないですけど、まだはっきり決まったものはございません。

森本教育次長

岡委員から、今後の高等学校の在り方ということでの御質問だろうと受け止めております。県教育委員会といたしましては、これまでも教育振興計画であったり教育大綱を策定して、それぞれ県教育委員会と各学校で、特色ある学校づくりや魅力ある学校づくりに取り組んできたところでございます。

そうした中においても、生徒数の減少というのは、もう待ったなしという状況で来ておまして、先ほど課長が申したように、平成18年から高等学校再編に取り組んできたところもございます。そのときには、やはり学校というのはある一定の規模が要るだろうと。教育内容を充実していくためには、どうしても学校の規模が要るだろうと。それと、教育内容の充実、教育環境の整備ということが、やっぱり大きな狙いであったと思っております。そうした方針で、七か所において高等学校再編を実施し、平成30年度をめどに現在、取り組んでいるところでございます。

今後5年後、10年後を見ておきますと、小学校1年生まで見ましたら、これからも人

人口減少は非常に加速的に進んでいくところもございます。岡委員の御意見も、今後の在り方を考える上では、参考になるものと考えているところもございます。今後、人口減少に対して、県教育委員会として、後手に回ることなく先手、先手で様々な角度から検討しながら、その在り方について考えていきたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

岡委員

話を聞きましたけども、学校を残す、できるだけ残していかないといけないと言いましたよね。将来は知らないけど、これから先、人が減るし、どうなるか知らないけど、とりあえず残していくと。前から言っていますけど、学校を残すために子供たちがおるわけでもないし、普通科だろうが何だろうが、自分たちの学校の特色というものをしっかりとつくって、できるだけ、たくさんの生徒に来てもらうように努力をしないと、いつまでたっても教育は良くなりません。残すというんだったら、予算をかけて5人でも10人でも残したらいい、大事なと言ったのでね。これから先の動向はしっかりと見させていただきますので、そういうことを言ったので、将来は知らんけどと言ったので、このことについてははっきりと申し上げておきます。

木下委員

岡委員からの高等学校入学の定員の問題ですが、もうこれだけ人が減っていく、入学する方も減っていくけれども、先生方はおいでと。そしてその中で、なお生徒数は減らしていく。これは、何のために減らしているのか、その辺をお伺いしたいんです。

なぜ、生徒を減らして定員を割っていかすのか。どういう考えで減らしているのか。それを教えてくださいませんか。

藤井教育創生課長

募集定員の設定につきましては、これまでも申し上げたんですけれども、毎年の、その次の年に受ける受検生の数をベースに考えておりますので、その一つの高等学校に、ある程度この地域から来るといふふうな生徒さんの人数とかも踏まえて、それで増減していくということです。

木下委員

その減らしていくルールが、はっきりしないのです。子供のためにある学校が、なぜ定員を割っていくような政策をしていっているのか、その辺がちょっとわからんのです。入りたい人がいるのに、入らせない。これが県の教育方針ですか。

今だったら、入りたい人がいるのに入らせないという政策ですよ。その辺は、どうしてそういう考え方でやっているんですか。

藤井教育創生課長

定員設定のそれぞれの数字の決め方といたら、細かいルールはありません。先ほど申し上げたような生徒数の減とか、今まで御意見がいろいろありますけど、希望調査の結果、学校の体制等、そういったもので考えていっているものなので、こういう減少だと何人減らすとか、そういうルールがあるわけではありません。

それと、行きたい子になぜ行かせないのか。そうすると、いつかの段階でとった希望調査そのままの定員を設定するようなことになるのかもわかりませんが、高等学校の入学者選抜の基本的な考えは、それぞれの高等学校の教育を受けるにふさわしい能力とか適性を備えているかどうかを判断するということでございます。ですから、希望というのは当然、できる限り尊重はしたいところではありますが、希望だけあって、ただ個々の能力、適性というのを全く問わないというわけではありません。ですから、ある程度それにかなう生徒さんが、その高等学校に行けるということになるんだろうと思います。

ですから、希望どおりの学校にそのまま行けるとなりましたら、恐らく中学生の勉強というのは、おろそかになるということも危惧されるところでございます。ですから本県の場合、完全な希望どおりの人数設定はしていませんけれども、全体で見る全体の競争率は、非常に低い率でございます。低い率ではありますが、一定の競争率も設定して、競争原理を働かせる中で、学力検査を目指して中学生の学力向上を図っているという考え方でございます。

木下委員

私には、説明が全く理解し難いのですが、希望する方がいるのに定員を減らしていく。これが、教育指導していく立場の人だったら、もう少し真剣に子供たちのことを考えてやるべきと私は思うんです。今だったら毎年、入学定員が減っていつている。しかしながら、入学したい人はたくさんいます。なぜそこへ、ふるいをかけないといけないのか。これは簡単に言えば、ふるいにかけているんですね。定員が割れているのだったら、そういう政策がいいと思うんですけど、定員があるのに、ふるいにかけて落としていくというのが、現在の入試制度の現状ですよ。

定員があるのに、なぜ公立高等学校が定員を減らしていかなければいけないのか。その辺はどういう考えでなさっているんですか。

森本教育次長

ただいまの委員の質問については、恐らく全入の話ではないかと受け止めるところでございます。今現在、ここに出ていますのは、全日制高等学校の進学希望者というところでございますが、これ以外にも定時制、阿南工業高等専門学校等ありますし、また、県外へ進学する者も中にはおります。そして、先ほど課長も申しましたけれども、高等学校に入学する者については、高等学校で学ぶに足る学力がある者ということで、やはり選抜試験は当然、必要なことだろうと思っております。

その中で、教育をしていくことが求められておると思いますが、またそれに向けて生徒たちも日々学習に、まい進して力を付けていただくという観点も大事なことでないかと

思っておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

木下委員

はっきり言って理解し難いです。教育委員会としても、徳島県としても当然、生徒たちに十二分に勉強してもらう機会を与えてあげないといけない。しかしながら、この入試制度というのは、勉強したいという子をはじくんです。教育を受けたくないという子には、いいでしょう。けれども今の制度は、教育を受けたいという子をはじく、締め出すんです。どこそこの高等学校を受けた、入試を受けた、努力した、不合格だった。その人は、またどこかの学校へ恐らく進学していくとは思いますが、十二分にその機会を与えて、勉強させる機会があるのに、定員を減らして行って、はじいていくというのは、個人的にも少し疑問が残ります。

勉強したくない、就職したい、ほかの専門学校に行きたいという人は、それでいいんです。けれども、農業高校であれ、普通高校であれ、工業高校であっても、そこへ行きたい人がたくさんいる。できたらそういう人たちをしっかりと受け止めて、その中で、勉強させて不合格の子はもう仕方ないとも思いますけど、そういうことも当然考えて、教育というものはやるべきではないかと思っております。その辺をしっかりと検証していただいて、将来の子供のためになるような教育を本当に真剣に考えてほしいと思います。

西沢副委員長

一つだけ言わせてください。今回の不祥事、事件、いろいろ原因があるかもわかりません。しかし本人が非常に弱い、精神的に弱いという中で、欲望にかられていたのかもわかりませんし、また、もっと原因となるストレスが原因かもわかりません。そこらあたりはわかりませんが、今の状況としては、やはり教育現場の中での一人一人のストレスというのをどういうふうに解消していくのかということも、考えていかないといけないのではないかと、まず思います。

一つはストレスがたまらない方法、たまったらどうするかという二つの方法があるかと思うんですけれども、まず、たまらない方法の中には、テクニックはいろいろあると思うんですよね。小さいことと言いましたら、例えば、赤ちゃんができて、ある程度大きくなるまで赤ちゃんを抱えもって、女性の先生は学校へ行くと。民間の人でもそういう大変な人はいますけれども、教育現場として、できれば、女性の先生のお父さんお母さんに近いところに勤務をさせる。以前からも言っていたんですけれども、そういう中で負担を少なくして、ストレスをできるだけ少なくするという方法もありますよね。

それから今、全面的に禁煙状態に、どこもなっていていきますよね。学校でも、学校の敷地内は駄目と、学校の敷地外で吸いなさいというふうな風潮があります。私はたばこを吸いませんけれども、そういうストレスを解消したりするには、ある程度のことは余裕を持ってあげないといけない場合もあるんじゃないかと。例えば、学校現場の中でも喫煙所を設けて、ちょっとはそういうストレス解消の一助になればという考え方もあるんじゃないかと。今、世の中が、たばこを吸わない、場所によっては吸ってはいけないということ

が、どんどん進んでいってますけれども、そういうこともやっぱり考慮しながらの話じゃないのかなというふうに思います。

そういうふうに、まずストレスがたまらない方法は、いろいろやり方があって、そんなものを研究して、ひとつ進めていってほしい。

それから、たまったときにどうするかということは、一つはたまった不満を吐き出す方法として、当然ながら同僚に、昔だったら酒を飲みながらストレスを発散したりはしてましたけれども、最近お酒を飲んでという部分はかなり少なくなってきましたけれども、そういう同僚との話合いの中でストレスを発散したり、問題解決を図ったりということも、もっと学校現場の中でも進めていってほしいというふうに思います。

また、定期的にそういう不満を取り上げていくという方法を、もっと強くやったほうがいいのかなど。例えば、目安箱みたいなのがいろいろあつたりしますけれども、どういう方法がいいかわかりませんが、定期的に皆さん意見を出してよ、不満があつたら出してよというふうな雰囲気をつくって、出していただくことも必要で、いろんな角度からストレスをどうするのかということを考えていく必要があるんじゃないかと思います。今回、特にそういう事件が続いて起こったので、できるだけそういうことをいろいろ検討してほしいと思いますけれども、いかがですか。

日関福利厚生課長

ただいま西沢副委員長から、教職員のメンタルヘルス対策について御質問を頂きました。

教職員のメンタルヘルス対策につきましては、最重要課題と認識し、教育委員会一丸となって取り組んでいるところであり、心の健康づくり対策を組織的かつ計画的に推進していくための指針である、徳島県教職員の心の健康づくり計画に基づいた対策事業を体系的に実施をいたしておるところでございます。

具体的には、一次予防といたしまして、予防的対策を目的として、各学校に専門相談員を講師として派遣する出前講座や、メンタルヘルス不調に至った教職員に対し、早期、適切に対応できる管理者を養成する、管理者支援講座等を実施いたしております。

次に、二次予防では、早期発見、早期対応を目的とし、専門家のアドバイスを受けられる教職員相談事業と、当課保健師による心身両面の健康づくりのための健康相談により、不眠や疲労といった初期の不調段階からの支援に努めております。

さらに、三次予防といたしましては、職場復帰と再発防止を目的とした事業として、復帰前に一定期間の4週間程度でございますが、所属で業務等を行う、職務復帰支援プログラムや、復職後に臨床心理士を派遣し復帰後の相談に応じる、教職員復帰支援事業を実施することで、円滑な職場復帰の支援をいたしております。

また、今年度につきましては、労働安全衛生法の一部改正により、50人以上の事業所に義務付けられたストレスチェックを実施いたしましたので、この集団分析の結果から教職員のメンタルヘルスの現状を把握し、各所属の管理監督者等と連携のもと、実態に即したメンタルヘルス対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

西沢副委員長

余りにも四角四面で、非常に固いですね。個人を見る場合には、固いだけでは駄目なのではないか、もっと柔らかく包む必要があるのではないかと、そんな印象を受けました。それはそれでいいですけども、先ほど言いましたように、たばこの問題をどうするのか、子供の面倒を見るのにはどうするのか、家庭の問題等、もっと柔らかく踏み込んだやり方等が、その上に必要なんじゃないかなというのが、今の第一印象でした。

例えば、メンタルヘルスで見てもらえる人をつくる、そこへ行けばいいというだけではなかなか、本人の立場になってみたら行きにくい。行っただけで何か思われるとか、そういうところもあるんじゃないか。周りの同僚等、みんながいろいろなことを話し合っていると、そういう雰囲気をつくっていくということも必要じゃないかと思えます。

そういう意味では、もっと考えていただいて、まず職場の雰囲気を良くする。私も子供がいます。小学校のときには毎日毎日、日記を書いていました。それを担任の先生がみんなのものを毎日毎日、見るんです。そしてコメントを書いて、あれだけでも大変ですよ。だから、先生の仕事というのは大変だと、私はずっと思っていました。その大変を、できるだけ大変でないような方法をいろいろ考えたり、子供のためは一番ですけども、その中で先生がつぶれてしまったら、なんにもなりませんから、そういうことも含めて、もう一度、もっといい方法はないのかということのを常に考えて頑張ってもらいたいと思います。

美馬教育長

ただいま学校現場における、教職員のメンタルヘルスをどうするかということでございます。実際、教職員の現場の中では、今、副委員長から御指摘のとおり、今回こういうふうな幾つかの事案がございましたけれども、ほとんどの教員は身を粉にして働いておると。それが長時間労働であると言われてたり、また、かなりのストレスがあるんじゃないかということ、これも以前から十分承知しておるところです。

管理職においても、まず、先生方の仕事の平準化をしっかり図る。仕事の業務改善という観点というのは、これから特に大事になってくる。これはどの仕事においてもそうなんでしょうけれども、教員においても、非常に大事だというふうに考えています。

ただ教職員は、本当に子供に打ち込むとなったときに、やはり納得がいくまでやるという使命感みたいなものは、ほとんどの教員が持っておりますので、つい入れ込んでしまうというようなところがあります。ある意味、ちょっと待ちなさいと、もうちょっと肩の力を抜いてという、そういうような役割も管理職には必要かと。そこら辺を管理職については、管理職研修とか、我々のほうからもアドバイス等をさせていただきたいというふうにも思います。

また今回、わいせつ・セクハラ行為に特化したタスクフォースをつくりましたけれども、これを機会に、それぞれの学校現場のほうで、例えば業務改善であったり、コンプライアンスであったり、みんなで見直すような機運が高まってくれたというふうにも考えています。また、そのように持っていかなければいけないというふうにも考えております。

今後、引き続いて教職員のメンタルヘルスの確保に、しっかりと取り組んでまいりたい

と考えております。

眞貝委員長

今、美馬教育長が締めていただいたと思うんですが、不祥事の件でもう1点ほどお聞きします。私は、高川原小学校、上板中学校において、先生に携わっていた生徒さんたちが、一番の被害者と思っております。その中で、学校集会等が行われたと思うんですが、生徒さんのほうからこういう要望があるとか、不調を来しているとか、そういう報告等は入っているのでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

ただいま、この度の不祥事におきます子供たちの心のケア、何か心に支障を来していないかといった御質問でございました。

本課のほうへはそういった報告はございませんが、県教育委員会ではこういった緊急時に、スクールカウンセラーの緊急支援派遣というのを行わせていただいております。

この度の上板中学校の件につきましても、11月12日土曜日に新聞報道がございまして、翌週14日月曜日から18日金曜日までの5日間、スクールカウンセラーの緊急支援派遣を行わせていただきました。そこで生徒のカウンセリング、保護者、教職員からの相談に対応したところでございます。また、新たに12月2日金曜日の夕刊に逮捕報道がございました。その際には、今週5日から7日までの3日間、緊急支援派遣を行わせていただいたところでございます。

高川原小学校のケースにつきましては、さかのぼりますが11月10日木曜日の夕刊で新聞報道がございまして、当日夕刻に行われました学年保護者会からスクールカウンセラーの派遣をさせていただき、18日金曜日までの7日間、児童生徒のケアを行わせていただいたところでございます。

眞貝委員長

そうしたら、別段問題はなかったというふうにとらせていただいて、よろしいということですね。

それと、被害に遭った子供さんは、学校に来てないとか、そういう変調の兆しというのは出てないのでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

今回の件について、本課のほうへは報告は入ってきておりません。

眞貝委員長

何事もなければ一番いいかなと思っております。ただ、こういう事案というのも非常に珍しい事案でございますので、子供さんのことです、学校の中でこれからどのような風潮とか、何げない言葉で傷つくこともあるとは思いますが、そここのところは十二分にケアとか、

学校現場のほうで目を光らせていただきたいと要望いたしておきます。

それと、先月、中央病院の敷地内での喫煙が、四国放送と徳島新聞等で報道されておりまして、私はたばこを吸いますが、その報道を見たら、ああいう報道の仕方は、やり過ぎではないかと。たばこを吸う方、吸われない方、いろんな人に聞きますと、大体の方が喫煙ルームをつくって吸わせたらいいのではないかとという御意見を頂いております。

その中で、学校敷地内というのは、もう県下全部、禁煙となっていると思うんです。そういう方向で進んでいるんでしょうが、学校の保護者が参加される行事のときに、敷地外で集団でたばこを吸っていて、非常に見苦しいという問題。それと、一步外へ出た敷地外だから、保護者の方にしたら、どこで吸ってもいいという感覚であると思うんですが、それが非常に受煙ということで問題になっていると思うんです。中央病院の敷地内で、あそこの場所で吸って、受煙で被害を受けるのかなど。多分、被害を受ける場所でなかったと思うんです。でも、学校でも病院でも、敷地外で吸うと、隣、御近所の方、通行される方もおいでになるし、そちらもはっきり言って、受煙で被害は受けると思うんです。どちらの被害が大きい、小さいは別にして、こういうことを考えると、学校の敷地内も、今後、やはり喫煙スペース、完全なクリーンルームみたいなものをつくっていくという考え方が必要ではないかと思っております。

今日も新聞のほうに、喫煙で報道が出ておりましたが、全面的に建物内とかは禁煙にすると。ただし、喫煙ルーム、クリーンルームみたいなもの、別段、受煙の問題がないようなものをつくるというふうな報道も出ていたと思うんです。

今後、教育委員会としてこの喫煙に関して、学校敷地内の禁煙をどのようにお考えになるのかというのをお聞きしたいです。

日関福利厚生課長

教員の喫煙の件について、御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましては、まず、教職員の健康増進を図る観点から、健康づくりの一環として禁煙、受動喫煙の防止については、生活習慣予防セミナー等の研修や衛生委員会を通して、啓発を進めておるところでございます。

次に、学校敷地内での禁煙でございます。経緯を御説明させていただきますと、平成13年の健康徳島21、また平成15年の健康増進法の施行を受けまして、平成15年に禁煙対策検討会議を設置いたしまして、学校における受動喫煙防止対策、喫煙防止教育の推進についてということで検討いたしております。平成16年3月に同会議から、心身の成長過程にある児童生徒を喫煙による健康被害から防止し、その健康増進を図り、また、禁煙原則に立脚した喫煙防止教育を行い、児童生徒が喫煙しないような環境づくりを学校自らが実践、推進していく観点から、受動喫煙対策の推進を図る、との報告書を頂きまして、この結果、教職員、保護者、学校を利用する関係者の理解と協力のもと、平成17年4月から、おっしゃいましたように県立学校につきましては、全校において敷地内禁煙が図られておるといのが現状でございます。

眞貝委員長

ということは敷地外であれば、外へ一步出れば黙認と、とっていいのでしょうか。

日関福利厚生課長

敷地外でございますけれども、現行が敷地内禁煙ということでございまして、その範囲の中で、この機会に禁煙という教員の方もおられますでしょうし、外に出る方もおられるというふうに、各々工夫をされている、選択肢はいろいろあるかと考えております。

眞貝委員長

ここで、敷地内禁煙について議論をしても結論は出ないと思っておりますが、ただ、運動会等で、保護者が敷地外で集団でたばこを吸っていて、これが非常に見苦しいという御意見を伺っております。保護者の方は、敷地内は禁煙だから、敷地外であればいいのかなという感覚で吸われていると思います。それが見苦しいという意見も出ておりますので、非常に難しいとは思いますが、できる限り、喫煙のスペース等を、敷地外でイベントのときに限りつくるとか、学校敷地内でも完全にクリーンルームにして喫煙ができると。難しいだろうと思いますが、いろいろな方向性があり、考え方もあると思います。しかし、やはり敷地外で集団で吸うという姿が見られるというのが一番いけないことかと思っておりますので、そういうことも考えて今後、対処していただきたいと要望して終わらせていただきます。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第17号、議案第20号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

はじめに、請願第4号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

まず、請願第4号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」についてでございます。

「①小学校1・2・3・4・5・6年生，中学校1年生に続き，中学校2・3年生でも早急に35人学級を実現すること」につきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには，特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑・多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対する，きめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところでございます。まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後，平成23年度から平成26年度の4年間で，小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより，きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

平成27年度に引き続き，本年度も，中学校2年生の全ての少人数学級編制対象校と，中学校3年生の少人数学級編制の対象校のうち，希望する学校を研究指定校とし，当学年における少人数学級編制の効果等の研究を進めているところでございます。

今後とも，少人数学級編制の成果と課題を検証するとともに，少人数指導の効果的な活用を図りながら，きめ細やかで質の高い指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

「②就学援助を拡充すること」につきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して，国の補助を受けて，市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものでございます。

平成22年度から，要保護児童生徒に対する就学援助について，新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては，市町村教育委員会に対し，国からの通知を連絡しているところでございますが，今後とも，市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう，国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

眞貝委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号「国の教育政策における財政的支援について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

続きまして、請願第13号でございます。

「①今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校及び高等学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること」につきましては、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保する必要があります。

一方、平成29年度国予算の概算要求においては、障がいのある児童生徒への通級による指導や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員の基礎定数化、小学校における専科指導やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善などに必要な定数の増により、次世代の学校の創生に必要な不可欠な教職員として、公立小中学校の教職員定数を3,060人増員する要求がなされております。

「②教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること」につきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって我が国の教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与の在り方についての中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリを付けた教員給与体系を構築することが示されております。

この答申を受け、国では平成20年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成20年4月から全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成20年10月からは、部活動指導手当を含む教員特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

また、平成27年4月からは、義務教育費国庫負担金の算定基準の見直しに伴い、教員特殊業務手当を更に25パーセント増額いたしました。

「③教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること」につきましては、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、義務教育費国庫負担制度により、国が一定の割合を負担しておりますが、平成18年度から、国の負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

説明は、以上でございます。

眞貝委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択とすべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま採択とすべきものと決定いたしました、請願第13号「国の教育政策における財政的支援について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で、意見書案を議長宛て提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は、正・副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第13号

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号の2

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時24分）